

第1章

就業支援に関する 施策等

に対して、自立支援教育訓練給付金事業の内容や実施自治体などを連絡することとしている。

さらに、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援事業の内容等を母子家庭の母に周知していくよう、地方公共団体に対し、引き続き助言を行っていく。

図表1-1-2 平成16（2004）年度における自立支援教育訓練給付の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(674)	合計(769)
実施自治体数(予定)	45か所	7か所	24か所	239か所	315か所
実施割合	95.7%	53.8%	68.6%	35.5%	41.0%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 数字は平成16（2004）年2月現在で把握した予定数である。

2. 「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである（以下同じ。）。

（2）高等技能訓練促進費

母子家庭の母が保育士等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に当該母子家庭の母に対し一定の手当を支給する高等技能訓練促進費事業が多くの地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-3）。

図表1-1-3 平成16（2004）年度における高等技能訓練促進費の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(674)	合計(769)
実施自治体数(予定)	37か所	6か所	24か所	192か所	259か所
実施割合	78.7%	46.2%	68.6%	28.5%	33.7%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成16（2004）年2月現在で把握した予定数である。

（3）公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の就職を支援するため、引き続き、訓練の受講を希望する者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんすることとし、これらの者のうち公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講するものには、雇用対策法に基づく訓練手当を支給する。

（4）保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就労を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について

- ① 指定保育士養成施設において必修となっている保育実習について、家庭的保育事業に補助者として従事している者又は従事したことのある者に対して、実習の一部を免除できる

- ② 保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとし、高等学校等を卒業した者は2年、義務教育課程を卒業した者は5年の従事経験があれば試験を受験できる

取扱いとしているところであり、引き続き、こうした取扱いについて周知を図っていく。

3 雇用・就業機会の増大

(1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、引き続き、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給する。

(2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母を常用雇用として雇用した場合に事業主に対して奨励金を支給する常用雇用転換奨励金事業が多く地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-4）。

図表1-1-4 平成16（2004）年度における常用雇用転換奨励金の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(674)	合計(769)
実施自治体数(予定)	29か所	3か所	11か所	124か所	167か所
実施割合	61.7%	23.1%	31.4%	18.4%	21.7%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成16（2004）年2月現在で把握した予定数である。

(3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子どもの養育との両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いこと就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にあるため、引き続き、これら母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）制度を母子家庭の母等に対しても引き続き実施し、早期就職の促進を図っていく。

(4) たばこ事業法の許可基準の特例

たばこの小売販売業の許可に当たっては、平成16（2004）年度においても母子家庭の母の支援を行うこととし、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に該当する者については、たばこの小売販売業の許可に際して適用している距離基準を緩和した距離を引き続き適用していくこととする。

(5) 母子福祉団体等への事業発注の推進

地方公共団体等に対し、引き続き母子家庭施策担当者の全国会議の場等を通じ、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図っていく。

(6) 特定事業推進モデル事業

母子家庭の母の就業に結びつく先駆的な取組みを支援し、その結果、推奨すべきと認められた場合には全国的な普及展開を図っていく特定事業推進モデル事業の円滑な実施に努めている。